

【2012年10月10日発行】

---

---

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第78号 ■

---

---

【今号の内容】

- ご存知ですか？ 中小企業退職金共済制度
- 導入しませんか？ 財形制度

---

ご存知ですか？ 中小企業退職金共済制度

～ 従業員の働く意欲の向上、優秀な人材確保のために ～

---

中小企業が加入することのできる退職金制度「中小企業退職金共済制度」をご存知ですか。

これは、自力では退職金制度を設けることが難しい中小・零細企業のために作られた国の制度です。この制度には、主に常用雇用する従業員が対象の「一般の中小企業退職金共済制度」と、建設業、清酒製造業、林業の期間雇用者が対象の「特定業種退職金共済制度」があります。

退職金制度を取り入れることで、従業員に将来への安心感を与え、仕事への意欲をもたらすことが期待できます。企業の魅力を高め、優秀な人材を獲得するためにも「中小企業退職金共済制度」を活用してみませんか。

<制度のメリット>

- 国の制度なので、退職金の支払いが確実
- 加入手続きは簡単
- 掛金の納付も簡単
- 掛金の管理も安全で手間いらず
- 掛金は、損金または必要経費として全額非課税
- 掛金の一部を国が助成

■ (一般の) 中小企業退職金共済制度

- ・ 加入できる企業：常用従業員数300人以下(※1)、または資本金・出資金3億円以下の企業(※2)

(※1) 卸売業、サービス業は100人以下、小売業は50人以下

(※2) 卸売業 1 億円以下、サービス業・小売業 5,000 万円以下

・掛金：従業員ごとに、月額 5,000 円から 30,000 円の範囲で設定

【詳しくはこちら】（中小企業退職金共済事業本部ホームページ）

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/mikanyuu/index.html>

#### ■特定業種退職金共済制度

・加入できる事業主：建設業、清酒製造業、林業を営む事業主

・掛金：従業員ごとに、建設業：1日 310 円、清酒製造業：1日 300 円、林業：1日 460 円

【詳しくはこちら】

○建設業の方（建設業退職金共済事業本部ホームページ）

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

○清酒製造業の方（清酒製造業退職金共済事業本部ホームページ）

<http://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>

○林業の方（林業退職金共済事業本部ホームページ）

<http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

---

### 導入しませんか？ 財形制度

～ 勤労者の貯蓄、住宅取得の促進のために ～

---

財形制度（勤労者財産形成促進制度）は、勤労者の貯蓄や住宅取得などの資産形成を事業主や国が支援する制度で、「財形貯蓄」や「財形持家融資」などがあります。

勤労者の働く意欲、定着性を高めるとともに、優秀な人材の確保にも役立ちます。福利厚生制度の充実をお考えの事業主の皆さま、ぜひ、ご検討ください。

#### ■財形貯蓄制度

給与や賞与からの天引きにより、定期的、長期間にわたって貯蓄する制度です。

使い道に制限のない「一般財形貯蓄」のほか、特定の目的のための積み立てで、税金面で優遇措置がある「財形年金貯蓄」「財形住宅貯蓄」があります。

- (1) 一般財形貯蓄：通常の預金と同じく利子等は課税ですが、  
目的を決めずに手軽に出来る財形です。
- (2) 財形年金貯蓄：60歳以降に老後の資金として受け取る場合は、  
利子等が非課税(※)になる財形です。
- (3) 財形住宅貯蓄：住宅の取得、増改築等の費用に充当する場合は、  
利子等が非課税(※)になる財形です。

※ 財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄は合わせて元利合計550万円(生命保険等の財形年金貯蓄は払込みベースで385万円)までの利子等は非課税です。  
財形年金貯蓄は、退職後も非課税の取扱いとなります。

#### <メリット>

- ・ 給与からの天引きで、意識せずに財産形成が可能
- ・ 利子等は非課税(一般財形の利子等は課税)
- ・ 低金利、長期返済の住宅ローン「財形持家融資」の利用が可能

#### ■財形持家融資

いずれかの財形貯蓄(1年以上の貯蓄歴、残高50万円以上)を行っている勤労者が利用できる住宅ローンです。

- (1) 融資限度額：貯蓄残高の10倍(最高4,000万円)
- (2) 貸付金利：5年間固定、年0.92%(平成24年10月1日現在)
- (3) 償還期間：35年以内
- (4) 事業主は、例えば、住宅手当として月2,500円を5年間支給するなどの負担軽減措置を講じる必要があります。
- (5) 原則として、事業主を経由して融資を受ける形態です(転貸融資)。  
勤務先で財形制度を導入していない等の場合は、勤労者個人が融資を受けることも可能です(直接融資)。

#### 【詳しくはこちら】

- ・ 財形貯蓄制度

[http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/rousei/kinrousya/980831\\_2.htm](http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/rousei/kinrousya/980831_2.htm)

- ・ 財形持家融資制度

[http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/loan/house\\_loan.html](http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/loan/house_loan.html)

- 
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
  - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
  - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
  - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
  - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
  - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
  - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
  - 携帯メールなどには対応しておりません。
  - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
  - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-